一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟主催の大会及びイベントの観戦並びにチケット購入については、下記「一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟におけるチケット販売及び観戦約款」が適用されますので、事前にお読みください。

〖一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟におけるチケット販売及び観戦約款〗

一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟（以下「本連盟」）が主催・共催又は主管する大会・試合及びイベントのチケット販売条件及びその取扱い並びにそれらの観戦にあたっての遵守事項は以下のとおりとします。

第１条　（目的）

本約款は、本連盟が主催・共催又は主管する大会・試合及びイベントのチケット購入者及びチケットを保持して対象試合等の観戦を希望する入場者（以下「利用者」）との間におけるチケット販売条件（前売チケットを含む）及びその取扱い並びに観戦にあたっての遵守事項等を定め、対象試合等に係る円滑な業務遂行及び利用者に対する一律に安全で快適な観戦環境の確保を目的とします。

第２条　（本約款等の同意）

1. 利用者は、本約款に全て同意した上で対象試合等のチケット購入・観戦を行うものとし、これに同意いただけない場合には、対象試合等のチケット購入・観戦は行えないものとします。利用者は、対象試合等のチケットを取得又は対象試合等を観戦することにより、本約款に全て同意したものとみなします。
2. 本約款の内容は、事前に本約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を周知したうえで変更する場合があり、かかる場合においても、変更後の約款の効力発生時期以降に利用者が対象試合等のチケットを取得又は対象試合等を観戦することにより、利用者は変更された約款について全て同意したものとみなします。

第３条　（観戦契約）

1. 利用者において、対象試合等の観戦を希望し、対象試合等のチケットを取得したとき、本連盟と利用者との間に、本約款に基づき観戦契約が成立します。
2. 利用者は、チケットにて指定される座席又は場所のみにおいて対象試合等の観戦をすることができます。

3. 利用者は、本約款の定め、チケットに定める条件及び本連盟が公表する「観戦ルール」その他の観戦時に遵守すべきルールに従い、会場に入場し、対象試合等を観戦することができます。

第４条 （チケットの販売条件）

本連盟は、利用者において過去に第５条第２項、第７条及び第８条に規定する行為を行った事実が判明した場合若しくはそのおそれがある場合、反社会的勢力であることが判明した場合若しくはその事実が疑われる場合は、その者に対するチケットの販売を拒否することができます。

第５条 （チケットの取扱い）

1. 対象試合等のチケットを紛失した場合その他いかなる事由があろうとも発行済みチケットの再発行は行いません。
2. 対象試合等のチケットを、第三者に転売（インターネットオークションを通じての転売を含む。以下同じ。）し、若しくは転売を試みる行為又は転売のために第三者に提供する行為は、一切禁止します。但し、①家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、当法人又は対象試合等の主催者若しくは主管者の販売価格を超えない価格により、かつ、業として行われない場合又は②当法人が提供する公式リセールを利用する場合については、この限りでないものとします。
3. チケットの払戻しは、本連盟側の責に帰すべき事由による場合又は本連盟が指定する条件に該当した場合を除き、いかなる理由があっても受け付けることはできません。

第６条 （入場時の指示）

1. 対象試合等を実施する会場への入退場については、本連盟の理事・監事・学生役員・販売店その他の会場関係者（以下「運営スタッフ等」）の指示に従って行うものとします。
2. 対象試合等及び利用者の安全を確保するために本連盟が必要と判断した場合、会場への入場時及び入場後いつでも、本連盟は、利用者の衣服、カバンその他の所持物の開披及び内容の提示その他本連盟が必要と判断する一切の措置（以下「安全確保措置」）を求めることができるものとします。

第７条 （持込禁止物）

本連盟が許可した場合を除き、会場に以下の物を持込む行為を禁止します。

1. 爆発物・火器類・刃物・警棒・棍棒・スタンガン・スプレー類その他の危険物

2. 著しい悪臭を放ち、観戦を妨げる音量を発し、又は、その他の態様で他の利用者の観戦を妨げるおそれのある物
3. ビン、缶類、アイスボックス及びこれらに類する物
4. 太鼓、ホーンその他の楽器類
5. 以下に該当すると主管者が判断した横断幕や大型フラッグ、立て看板、幕、プラカード、掲示物等
    - ア　政治的、思想的、宗教的主義、主張又は観念を表示し、又は連想させるもの
    - イ　差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの
    - ウ　選手やチームを応援又は鼓舞する目的が認められないもの
    - エ　大会の運営に支障をきたすおそれがあるもの
6. ペットその他の動物（但し、盲導犬、聴導犬等を除く）
7. 過度な座席確保を目的とする物
8. 本連盟及び会場施設管理者（以下「施設管理者」）が別途指定する物

第８条　（観戦中の禁止事項）

対象試合等の観戦に際し、以下の行為は一切禁止します。

1. ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクター、アスレティックトレーナー、選手、審判員、テーブル・オフィシャルズ、運営スタッフ等その他対象試合等の関係者及び他の利用者に対する加害行為、暴行行為、威嚇行為、付きまといその他迷惑行為一切
2. 以下の態様によるアリーナ内及びその周辺における写真撮影及び動画撮影
    - ア　フラッシュを用いるなど対象試合等の進行に影響を及ぼす撮影
    - イ　個人利用以外の目的又は性的好奇心を満足させる目的を有して行っているとみられる撮影
    - ウ　同意なく行われる他の観客や運営スタッフ等の撮影
    - エ　その他当法人及びＢクラブが定める撮影条件に反した写真撮影又は動画撮影
3. 以下により、円滑な対象試合等の運営を妨げ、又は他の利用者の迷惑を生じさせる行為
    - ア　対象試合等の実施中及びその前後におけるコートへの乱入
    - イ　所持物等の投げ込み
    - ウ　フラッシュ、光線その他これらに類するものの利用
    - エ　ヤジ、大声、奇声を上げる行為、過度な応援行為
    - オ　所持物、衣服、身体等から著しい悪臭を発生させること

- カ　宴会、パーティー、賭博、麻雀、カードゲームその他観戦に相応しくないと主管者が判断する行為

4. 運営スタッフ等の指示に反する行為、立入禁止場所への侵入その他主管者の円滑な業務遂行を妨げる行為
5. 会場内又は会場周辺においてたむろし、周辺店舗入り口、道路、会場内通路等をふさいだり、大声で騒いだり、奇声をあげたり、騒音を出したりするなどの迷惑行為一般
6. 利用者の観戦に必要な席数を超えた座席の確保行為
7. 著しく酒気を帯びて観戦する行為
8. 試合の進行状況、プレー又はその他のあらゆる側面に関するあらゆる情報（各チームの得点、ファール数及びタイムアウトの回数、並びに、各選手の得点、ファール数、出場・退場、フリースローの回数・成否、マッチアップの状況及びプレーの内容等を含みますがこれらに限りません。）を商業的に利用する目的（スポーツベッティングの用に供する場合を含みますがこれに限りません。）で方法の如何を問わず（携帯電話、スマートフォン等の電子機器を含みますがこれらに限りません。）記録し又は第三者に対し提供する行為（当該情報を第三者が閲覧しうる状態にすることを含みます。）及びその疑いのある行為。但し、本連盟によって公式記録として公開された情報についてはこの限りではありません。
9. 会場内及びその周辺における営業行為（当連盟の承認したものを除く）、宗教団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為
10. 公序良俗に反する発言及び行為
11. その他迷惑行為一般及び主管者、施設管理者の指示に反する行為

第９条　（観戦時の同意事項）

当連盟が主催・共催又は主管する大会・試合及びイベントの観戦に際し、大会関係者及び利用者は以下の事項に予め同意し、異議を唱えないものとします。

(1) 当連盟が主催・共催又は主管する大会・試合及びイベントの会場内及びその周辺において、当連盟若しくは当連盟が依頼した者又は対象大会出場チームが、大会関係者及び利用者個人の肖像・所有物・製作物等を含む映像を撮影すること。

(2) 前号の映像の全部又は一部（静止画を含む）が、以下（ア～オ）の用途で使用される場合があること。

ア　対象試合等の中継及び動画・静止画配信
　（テレビやインターネット等、媒体は問わない。）

イ　会場内に設置された各種モニターへの投影

ウ　当連盟の公式メディアでの公開等

エ　当連盟若しくは当連盟が認めた者によるニュース番組・関連メディア等での報道等

オ　当連盟若しくは当連盟が指定した者（パートナー企業を含む。）による映像作品等や各種販売物等の製作及び販売等

第１０条　（入場拒否等の措置及び損害賠償）

1. 利用者につき第４条に該当する事実が判明した場合若しくはその事実が疑われる場合、又は第５条第２項、第７条及び第８条に規定する行為を行い若しくはそのおそれのある場合、又は第６条第２項の安全確保措置に応じない場合、その他入場を拒否することが相当と本連盟が判断した場合、本連盟は、当該利用者の会場への入場を拒否し、又は退場を命ずることができるものとします。この場合、既に交付済みのチケットは無効となり、本連盟はチケットの払戻しを行うことなく当該チケットを回収することができるものとします。また、本連盟は当該利用者に対して、将来における会場への入場拒否を通告する場合があります。
2. 前項により退場を命ぜられた場合、当該利用者は速やかに会場外へ退出しなければならず、これに従わない場合、本連盟は会場外へ退出させるための相当な手段による強制的措置その他一切の措置を取ることができるものとします。
3. 利用者が第８条に規定する行為を行ったことにより、対象試合等の進行が妨害された場合、会場等の施設が棄損した場合、又はヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクター、アスレティックトレーナー、選手、審判員、テーブル・オフィシャルズ、運営スタッフ等その他対象試合等の関係者及び他の利用者等の第三者が危害を受けるなどした場合、損害を受けた者は当該行為者に対し、生じた損害の賠償を求めることができるものとします。
4. 利用者が第８条第２号若しくは第８号に違反し又は当法人の権利を侵害する態様で記録した一切の映像・画像及び情報並びにこれらから派生する（翻案を含みます。）一切の映像・画像及び情報（以下総称して「侵害情報」といいます。）に関する一切の権利は当法人に帰属するものとし、利用者は当該権利を当法人に移転させるために何らかの行為が要求される場合にはこれに全面的に協力するものとし、また、当法人が当該権利を行使することについて協力する（侵害情報の削除を含みますがこれに限りません。）ものとします。

第１１条　（責任の制限）

1. 本連盟及び施設管理者は、利用者が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとします。但し、本連盟又は施設管理者の責に帰すべき事由に基づく場合には、この限りではありません。
    - (1)選手の練習、対象試合等、ファンサービスに起因する損害
    - (2)会場に起因する損害
    - (3)暴動、混乱等の他の観客の行為に起因する損害

- (4)本約款の定め、チケットに定める条件及び本連盟が指定し公表する「観戦ルール」その他の観戦時に遵守すべきルール又は運営スタッフ等の指示に反した利用者の行為に起因する損害
- (5)前条に規定する入場拒否又は退場措置に起因する損害
- (6)前各号に定めるほか、対象試合等の観戦に関連して、会場及びその管理区域内で発生した損害

2. 前項但書の場合において、本連盟又は施設管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接かつ現実の損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとします。但し、本連盟又は施設管理者の故意又は重過失に起因する損害については、この限りではないものとします。
3. 利用者は、対象試合等の観戦中、選手及びボール等の行方を常に注視し、自らが損害を被ることのないよう、十分注意を払わなくてはならないものとします。
4. 天災地変、感染症などの悪疫流行、道路・鉄道・航空等の交通事情、行政による自粛要請その他本連盟の責に帰すことのできない事由により対象試合等の開催が不可能又は困難となった場合には、本連盟は会場における対象試合等を中止できるものとします。この場合、本連盟は、原則として、当該中止となった対象試合等のチケットの払戻し、他の対象試合等への振替えなどについての責任は負わないものとします。

第１２条 （裁判管轄）

対象試合等のチケットの取扱い及び観戦に関連して本連盟と利用者の間に生じた紛争については、紛争の当事者となった本連盟の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

本約款は、2026 年（令和 8 年）11 月 10 日をもって発効する。